

久保田質屋仲間の組織と機能

* 金 森 正 也

はじめに

この小論は、秋田県立博物館が所蔵する「質屋仲間文書」をてがかりとして、久保田における質屋仲間の組織上の特質と機能を検討しようとするものである。その意味では、第一線の研究者がしばしば用いるところの言葉でいえば「個別・分散的」な仕事にすぎないが、巨視的には次のような問題関心によっていることをまず述べておきたい。

即ち、一言でいえば、秋田近世史研究における都市研究のたちおくれである。おそらく、現在においても都市に関する成果は、昭和三十九年に刊行された『秋田県史』の久保田に関する叙述を越えるものになっていない。このように、近世秋田に関する研究のなかでもとりわけ都市研究の遅れがめだつことになった理由のひとつとして、戦後の歴史研究の発展をささえた農村史に対する関心の強まりに比して、都市の問題に注がれる地域研究者の関心が相対的に弱かったという事実は否めない。そしてそのことは、秋田の地域史研究における都市研究の方法論的な弱さを決定的なものとした。こと秋田藩に関する限り、都市の何が課題であり、

どう明らかにしていけばよいのかという地点から出発しなければならぬというのが現状であろう。

もっとも、全国的にみれば都市研究は近年著しく深められた分野であり、とりわけ本稿が対象とする商人仲間組織については、先進地域の豊富な事例の蓄積をもって一定程度図式化しうる段階にあるといつてよいのかもしれない。しかし、地域史という問題に関心をよせる立場からは、そのような一般論を無批判に特定地域の歴史展開に適用してことたれりとするわけにはいかない。地域史研究の立場からは、まず具体的事実をもって不明であった部分をうめながら、近世都市論一般のなかにおける久保田の地域的特質を検討するところまで高めていくことが肝要なのである。この小論は、そうした地点からの、近世秋田の都市論の足がかりとするための試論である。

ただ今回は、限られた紙数のなかで同文書からひきだせる問題を網羅的にとりあげたために、それらをいくつかの小テーマとして各章ごとに検討する構成をとっており、一貫した視点から質屋仲間の史的展開をとらえる叙述にはなっていないことをお断りしておかねばならない。まず事実の蓄積こそがこの小論の課題で

* 秋田県立博物館

ある。

一、資料「質屋仲間文書」について

ここで「質屋仲間文書」とよぶ資料は、昭和五十五年刊行の歴史資料収蔵目録のなかで「福地久司家資料」として掲載・公開されているものの一部である。この資料群は三三点の簿冊類からなるが、内容的には、①御用留的な日記類②歳代記類の二つに分けられる。①は、表紙に「御用日記」などと記され、町奉行所より布達された「被仰渡」や仲間にかかわるべきことを随時書き留めた記録簿冊であり、ほとんどがこの類に属する。一時期を部分的に欠くものの、宝暦年間から明治初期にいたる長期にわたるものが残されており、質屋のみならず久保田町人社会を知るうえで貴重な文献資料といえる。②は、①をもとに重要事項を抽出し、あらためて編年的に整理したものである。形態的には②より大型であり、料紙も上質である。したがって、仲間においては、いわゆる「古法」を知るための判例集として①以上に大切に保管されたものと推測される。ただ、このうち最も古いものとして表紙に「延宝二年」と記されたものがあり、これについては後年の編纂物というよりも、その年よりの記載と考えられる。以上のほか、「質家符焼印名寄帳」と題されるものがある。これは、文化五年の時点で久保田において質屋を営む者の名前・住所・焼印を書き上げたものである。

なお、これらの諸帳簿は、その内容、及び一括して伝存していることからみて、質屋仲間の特定のポストにあった家がもち伝えできたものと考えられるが、これについては次章以下の検討のなかでふれることにしたい。

二、質屋仲間の組織とその展開

まず最初に、質屋仲間の組織としての構造を明らかにしてみた。

(一) 仲間掟

質屋仲間に関する記述のうち最も古いものは、「質屋歳代記」と題された簿冊の冒頭にある、延宝二（一六七四）年の掟書である。長文であるが、基本的事項を知ろううえで好資料であり、紹介をかねて前文を引用する。(1)

① 質屋五拾八人之外ニ人数増申間敷候、若五拾八之内質屋相止除申者候ハ、質屋を望候者右之跡へ入可申候、但中間談合ニ而落合無之者ニ候ハ、縦質屋あき間候共代り之人数ニ入申間敷候、右之通質屋共罷出候時分直々御町奉行衆へ被仰付候事

② 質屋相止中間除申者其代りニ質屋人数ニ加り申度と申者候共、相對仕中間へ取次申入候事可為無用、質屋除申候者之代りハ中間之談合ニ而相究可申候

③ 質屋望申候共、借屋之者旅人ニハ質や為致申間敷候、右ハ從公儀様へ被仰付候

④ 質屋ニ而無之者脇々ニ而みたりに質物取申者候ハ、急度遂吟味、御公儀様へ可申上由、質や中被仰渡、於御町中庄屋へも被仰渡候事

⑤ 質物取候義不念ニ而出入之儀及度々候ハ、中間除キ、勿論質屋為致申間敷候間、随分出入無之様ニ相心得可申事

- ⑥ 失物有之由尋ニ参候者候ハ、御町奉行所へ可被申出由挨拶可仕候、御町奉行衆々書付ニ而失物之品々御尋之時分若取当り候ハ、御町奉行衆迄可申上由可申渡事
- ⑦ 失物之品々取置候質屋へさして申参候ハ、尤隠シなく挨拶可仕候、則各年之方へ為知、同日内々ニ而事済申様ニ相談可仕事
- ⑧ 御町奉行所へ失物之儀書付ニ而御尋被成候ハ、手前ニ写置、右之失物以来質ニ参候共取不申候様ニ随分吟味可仕事其身ニ応せざる質物持参申者候ハ、其屋敷迄様子聞届ケ候て取可申事
- ⑨ 御判紙通判せり札其外何ニ而も 御公儀様御裏判之書物之類堅ク質物ニ取中間敷候、若相背候ハ、質屋中間へ御公儀様ニ急度御披露可申上候事
- ⑩ 舟之鍔堂宮橋之金物質ニ取中間敷事
- ⑪ 流屋なりとて染地金具屋鞆（たもと）師ときや等之金具金銀之はつし物、刀脇指之類、何ニ而も諸職人ニ脇々々誂候物之類吟味仕、質ニ取中間敷候、右之趣堅ク 御公儀様へ被仰付候間、急度相守可申候、但職人之手前ニ而遣申候道具之類ハ可為格別
- ⑫ 金銀ニ而拵候道具、同金具之はつし物、金銀之鐔等、其主人之手形を請取質ニ取可申候、相対はかりにて堅取中間敷候事
- ⑬ 各歳申渡候時分とかふ分仕間敷事
- ⑭ 新規ニ質屋中間へ入候者跡々々万事中間ニ入目銀五枚座入五枚合拾枚、其年之格年へ相渡シ可申候
- ⑮ 毎年中間寄合、二月六月九月霜月可仕候、相談之儀も候

ハ、此外ニ寄合可仕候

- ⑰ 質屋之外脇々ニ而質取候者之義入札ニ而寄合之度々吟味仕、□留置可申候

- ⑱ 仲間親類之者隠シ質取候ハ、其親類之質やを為科料銀子式枚取可申候、縦様子不存候共不異儀、右之銀子急度出させ可申候

- ⑲ 諸事質物一道之儀ハ各年へ相尋、指図次第可仕候事
右之趣可相守者也

延宝貳年寅極月十七日定 惣中

以上である。とりあえず内容を整理するならば、①②③⑤が仲間の異動に関するもの、④⑦⑧が仲間の営業特権を保障する規定、⑤⑨⑬が営業上の心得、⑥⑦⑧が失物探索に関わる規定、⑩⑭は質取を禁じられた物品、⑬⑱が仲間の運営全体に関わる規定事項、ということになる。

ところで、この延宝二年の掟書が、久保田の質屋仲間に関する最も早い史料であるということは、単に史料残存の条件によるものであるのか。この点について示唆的なのは、後年の各日記（2）にしばしば延宝二年の掟が引用されるという事実である。たとえば文政年間の日記には次のような記述がある。

吉川様（町方役人——注引用者）へ被仰聞ニハ、古来日記御証文いかへ被仰渡候哉御尋御座候故、延宝年中へ被仰付候日記喜右衛門持参、則角兵衛様江御内々御目かけ、古来被仰付候訳柄喜右衛門申上候
（二〇〇四）

つまり、後年の仲間中の意識に、この延宝二年の掟書こそ質屋仲間組織の基本法であるという考えのあることは疑いない（なお、史料中に「喜右衛門」とあるのは、後述するように質屋仲間（3）の下代である）。また、文政二年の町奉行への上申書では、質屋

を五八軒と定めおかれたのは延宝二年の十二月十三日であると明言している(二〇〇四)。

久保田の成立後に限ってみても、質屋の存在自体は初期より想定しうるが、右のことからすると質屋仲間の成立時期は延宝二年を大きくさかのぼらないものと推測することができる。質屋仲間の成立年代を正確に確定することはできないが、右の延宝二年の掟書が久保田における質屋仲間の初期的なあり方を示す史料と考えることは許されると考える。

さて、以下では右の掟書を基礎史料としながら、仲間運営に関するいくつかの事項について検討してみよう。

(2) 員数・異動

右の掟書にあるように、規定された株数は五八である。これは、以後一時的に一軒が増え、五九となったことがあるが、文化期の改編があるまで変化はない。ただし、経済的環境の変動により、実質的に営業を行う質屋の数が減少することはあった。たとえば、宝暦の銀札仕法の影響がさめやらない安永二(一七七三)年の段階では、質屋所有者が二〇軒となっており、しかも従来通り営業を行っているものが七軒にすぎないとされている(二〇〇七)。寛政六(一七九四)年段階では、明和五(一七六八)年の株手形判改めを土台としながら、その後の異動を整理したうえで、

質屋仲間五拾八軒之所、何ツ之頃々老軒相増候哉相知不申候

二付、此度田中屋五右衛門御町払二相成候故、依之家符相除

キ相改、五拾八軒二相定候⁽³⁾

としてゐる。つまり、実質的な営業軒数に変動はみられるもの

の、株数においては延宝二年より寛政六年に至るまで大きな変化はなかったことがわかる。

この体制が大きく崩れたのが、文化五(一八〇八)年であった。日記によれば、すでに寛政八年には「惣質屋二十一軒」とあるごとく、実際には大きな変動が生じており、このような状況をうけて質株札の整理がおこなわれたのである。

従先年質屋家符為指印証も無之二付、讓家符二相成候節は名前書替一通二而罷有候処、年代相過候上二彼是勞煩之次第も出来致候故、先役共勤中仲間家符焼印渡置候事二致度申会候得共、其事不果打過居候所、近来又々讓家符之義二付勞煩出来、既御苦柄二も相至候程之義有之、依之此度仲間為取締質家符焼印相渡置候、以来新質屋讓家符願之者有之候ハ、右家符札引上、新質屋願之者へ仲間々別札相改渡置候事二仲間申会三而、覺相定置候

これは文化五年の「質家符焼印名寄帳」(二〇〇三)の記載である。これによれば、この年始めて「家符焼印」が配布されたことがわかる。しかも「合式拾八軒右質屋江斗焼印渡」とあり、この文化五年時において実質的に質を営業していたもののみを対象とし、その数を二八軒としたのである(二〇〇二)。引用史料の末尾の表現からは、希望の者があれば交付する含みを残しているが、実質的には株数の再整理であり、その数は大きく縮小されたことになる。天保期にはさらに大きな改編が行われるが、それについては章を改めて述べる。

加入の際の原則は、延宝二年の掟書にみえる通りである。借家人や他領商人を対象から排除している点は、おおむね他の業種においても同様であろう。新規加入の原則のなかで最も注目しておくべき点は、その条件として仲間の協議による合意が必要であ

り、除籍される者が相対で後任を推薦してはならないとしている点である。いわば、株仲間の象徴的な規定事項であり、また組織の排他性を示すものである。この原則が権力の側から破られた事例が二度ある。一度は宝暦八年の銀札仕法執行の直後であり、一度は天保飢饉の直後である。これらについては、章を改めて詳述する。

なお、「再興勤続伝」には、明和五年から天保年間にいたる質株札の移動が書き上げられているが、それを整理したものが表（後掲）である。まず、質屋の所在地についてみると、半数以上が大町三町と茶町に集中している。これは、両町が古くより久保田の中心地として草分けの有力商人が居住する町であったことに対応している。しかし、全体としては各町に散在していることが確認できよう。第二に、株札の移動が非常に多い。半数以上がこれ以降第三者に移動している。これにより質屋経営が決して安定なものではなかったことがわかる。また、移動先はやはり全体におよんでいるが、馬口労町・鍛冶町・上川口町・向馬口労町・四拾間堀川端町など、久保田の中心部からみると、周縁的なところに位置する町がふえている。

(3) 諸役

町奉行所の質問に対して一町庄屋が答申したもののなかに次のような一文がある。

質屋仲伴^{ちゆうばん}ニ而格年并親父役と申者有之、下役ニは鈴木喜右衛門と申者古来々相勤取担罷在（後略）（二〇三〇）

ここに三つの役が記されている。このうち、格年役は、先の掟書で「各歳」や「各年」とみえるのがそれで、常時二名が置かれる

のが通例であった。これは、他の商売でも同様で、家督商売として町に固定された業種であった肴稼業についても格年役は置かれていた。質屋仲間の場合は、銀札仕法に関わる出入りにより宝暦八年から一定期間格年役が廃止されているが、明和三年に再置され幕末に至っている。いわば仲間組織の代表的な役というべきもので、町奉行所との交渉や仲間への回文触れ流し等を管轄し、町方への仲間の上申もこの格年役の名で提出されるのが通例であった。また、個々の仲間の構成員から仲間に対して要求が出される場合も、この格年役宛に提出された。ただし、一年毎に交替するのが原則であり、決して仲間中において特権的な立場にあつたわけではない。

親父役は、仲間における長老的な存在であり、四、五人が常置された。「親父衆杯は別而御内町（侍町―注引用者）御出入屋敷も有之」という平質屋の感想に示されるように、仲間のなかでも経済的力量にすぐれ、武家との関係も密接な家柄が多かつたようである。重要な問題については仲間全員による惣寄合が招集され審議されたが、通常の案件はこの親父役の寄合によつて協議されることが多かつた。注目されるのは、鈴木喜右衛門という「下役」の存在である。明和期の日記にすでにその名前がみえるので、早い段階から置かれていたものと思われる。その職務を一言でいえば、仲間運営に関わる庶務一般を請け負う役ということになる。なかでも重要な役割に、諸事の記録ということがある。たとえば、文政六年の日記の表紙裏には、「十代鈴木喜右衛門拍」と記している（二〇〇四）。このような例は、他の年代の日記にもしばしばみられる。即ち、先に検討した諸史料のうち①のタイプの簿冊類は、鈴木喜右衛門という下役が筆録したものと断定してよいであろう。つけ加えるならば、本稿が分析対象としている

「質屋仲間文書」全体が、鈴木喜右衛門家によって保管されてきたものと考えられるのである。なぜならば、「十代鈴木喜右衛門」と表記されるように、この下役というポストが同一の家によって継承されている可能性が強いからである。年ごとの輪番を原則とする格年役よりも、同家こそ記録を保管する役割を担うのにふさわしいと考えられよう。

さて、文政六年の日記の記事によると、仲間組織の運営のみならず、質方に関することはすべて鈴木喜右衛門が渉外を担当することになったとある。その理由を日記は、「諸事實方へ出入被成候節手代とも差遣候而ハ万事はかとり不申候、何角一人取扱候へハ口々ニ相成不申候」と述べ、それによって「一ヶ年御老人壹貫文ツ、別段合力永々被仰付候」という措置がとられたとしている(二〇〇四)。即ち、鈴木喜右衛門は、質屋仲間によって雇われた存在であった。そして喜右衛門自身は質屋を営んでおらず、下役を専門とする家柄であった。日記をみると文政六年以前よりしばしば鈴木喜右衛門が渉外役にあたっていることが多いが、仲間構成員が不断に変化するという実情のなかで、町方の尋問や置主の法外な申し掛けに対し、豊富な先例をもって古法を主張しうる存在は、この鈴木喜右衛門であったとみることができる。

以上、仲間の組織的な特徴についてまとめてみた。ここで明らかにになった事項が、他の商売仲間にもあてはまるかどうかは今後の検討に待ちたい。

三、失物探索と質屋仲間

(一) 失物探索のシステム

質屋が、近世都市における重要な金融機関であることはいうま

でもないが、同時に紛失物のチェック機能をはたすという点で、公権力の警察機能に連なる側面をもっていた。この質屋の機能は、市中より町方に紛失物(盗品を含む)の届けがあった際には、方から質屋仲間に通達があつて始動すると思われるが、実際にはそう単純ではない。まず最初に失物詮議に関する定書をみてみよう。

一失物有之由質屋へ尋参候ハ、相對ニ而返さず、町奉行所へ被申候様ニと可申渡、其仁此方へ申出候ハ、質屋格年之者之以品々書付にて相尋可申候、質やニ取置候物有之俣ニ可申出、若取候道具隠し置、後日ニ露頭候ハ、質屋可為曲事
一盗物質ニ取当り候ハ、質物ハ町奉行所迄指上、町奉行より被盜候仁へ相返し可申候、代銀ハ質や損ニ可仕候、仍如件
(二〇〇一)

この定書は、前章の冒頭に引用した延宝二年の掟書と同日に、町方より通達されたものであるが、前半部分は、掟書と同様の原則を述べている。後半部分では、盗品は町方に引き上げ、代銀は質屋の支払い損という点がおもしろい。他の部分で「質物置候者、屋敷其仁の様子慥聞届ケ質物取可申事、仮令屋敷聞届ケ申候共式三度も引付候者無之候ハ、可為無用事」と規定されているように、質取の際の置主の人物評価は、質屋にとつての最小限の義務であり、このことを怠ったことに対するペナルティという意味があるのであろう。ところで、日記類の表題をみていくと、大変興味深いことに気づく。それは、たとえば嘉永一(一八四八)年の場合を例にとれば、「表詮議御用日記」と「内吟味御用日記」という二冊の簿冊がつけられていることである(二〇三二、二〇三三)。どうやら、質屋を通じての紛失物詮議には「表」と「内」の二通りの方法があつたらしいのである。先の延宝二年の定書は

ほとんど原則的なことしか述べていないが、寛政八（一七九六）年に失物探索に関する詳細な規定があるので、「表吟味」と「内吟味」ということを念頭に置きながら、その仕組みを検討してみたい。長文なので、要点に関わる部分を引用する（二〇〇二）。

定

① 御家中様町方共ニ失物有之由内々質屋吟味願申参候而も、御仕配拜町奉行所被仰付無之儀は、内々たりとも手前として吟味筋相成兼候様ニ挨拶可申事

但御当人内々町奉行迄申立候而は表向之事ニ相成、しめて相頼候とも取請申間鋪候、附り、質屋仲間之内、親類之内内々吟味願筋ニ付慥成仁に候ハ、吟味筋不苦候、尤質屋ニ而取当り之品当人品ニ無間違候ハ、御定之通元利并受返シ証文為指出可申候、尤質屋并置主為知申間敷事

② 御上様御詮議被仰付節は、御書付ニ而質屋仲間催促致申渡候事も有之、又ハ廻文以相触候義も有之候、尤取質仕候者有之節は、質屋申出候書揚（割注略）御役所へ御届申上事、但取質之者無之節は格年書附以御届可申上事（割注略）

③ 御詮議被仰付取質之者有之砌、置主重キ御屋敷方名前有之候とも、先々聞合等不及候、但置主被盜取候御方下人并屋敷借等二候ハ、手前抱置人事故御詮議ニ相成候とも元利錢ヲ以受返シ候事ニ御定被下置候（割注略）附り、置主慥成者ニ而他屋敷有之者、譬は兩人籠舎等致候而も、元利錢指出、其品請返し候事ニ候、若シ不慥成置主ニ候ハ、元利損相成候

④ 於御役所御奉行様并ニ御取次役衆内々吟味被仰付候節は、御詮議同用ニ吟味可致事（割注略）、但シ右置主名前其質屋為御知不申儀ハ古来質屋古法ニ而如斯ニ候（割注略）

（一箇条略）

⑤ 御詮議被仰付取質之者有之、置主御尋之節、質帳面指上可申段被仰付候時右帳面指上申候、尤（其置主名前斗り明ケ、外名前之所へ張紙致指上申候事、御曆々御名前有之候故、仲間格式ニ候）（一内は割注）

⑥ 御家中様被盜物ニ付置主御尋有之候共、其儀質屋格式ニ而御上様被仰付無之候得は難申上挨拶可致事（下略）

（一箇条略）

⑦ 質流もの指出、大町又は何方之店江売払候所御家中様其品見当り、此品手前紛失之品ニ候、何方之者取質致候哉之趣御尋ニ候とも、其儀ハ私とも支配所被仰付無之候得は難申上挨拶可致事（下略）（二〇〇二）

この掟書においてまず注意されることは、紛失物の吟味は原則として必ず町奉行を通じて行われるべきとされている点である（①）。これは、武家方からの盗品探索の依頼についても同様のことと、あえて一箇条を設けて強調している（⑥）。第二は、先に述べた「表吟味」「内吟味」についての規定である。右の掟書にはそのような表記はないが、よく読むと「御詮議」と「内々吟味」という二つの探索システムについて述べており、これが「表」と「内」に対応しているようである。そしてそのいずれの場合であっても、町方から質屋仲間に指示が下されることになっている点に注目しておきたい。「内吟味」であっても町方よりの

指示があつて開始されるのであり(④)、決して失物主と質屋の相対処理のことをさしているのではないのである。

それでは、「表」と「内」を区別するものは何か。「内吟味」については④の条項が、そのおおよそについて述べている。つまり、該当の品があつた場合は、元利銭と引き替えに品主に引き渡すこと、しかしもその品に関わつた置主と質屋の名前は披露しないというものである。「表吟味」については③が述べているのであるが、これには若干他の史料による説明が必要である。つまり、「御上様々御詮儀二相成候へハ、御引揚被成置候様被仰付候」とされるように、本来は、「御詮儀」||「表吟味」の場合は、その品物を質取した質屋から町奉行所に引き上げるのが原則であつた。右の掟書の③では、むしろ「表吟味」でも置主が確かな場合はその品の本来の所有者から元利銭を受け取つて引き渡すことができるという点が強調されているが、本来は「表吟味」は「御引揚」が原則だったのである。実は、「置主慥成者」の場合の元利銭の保証は質屋仲間の訴願によつて実現したものであり、当初からの規定事項ではなかつた。したがつて、質屋仲間と町方とのトラブルはこの点の解釈をめぐつて起こることが多く、とりわけ置品が盗品である場合には、後年まで見解の対立が生ずることが少なくなかつた。

さて、論を先の掟書にもどそう。注意すべき第三の点は、できるだけ置主と取質した質屋の名前を秘匿すべしという意識がみられることである(④)。これは、「内吟味」の場合は絶対的な原則とされ、「表吟味」の場合でも一件に関わらない他の置主の名前は「張紙」をして帳簿を披露することとされている(⑤)。この点は、質屋仲間独自の申し合わせからつくられた規定とみるべきであり、権力との関わりの中で、仲間の一定度の自立性を示す側

面であるともみることができ。

以上は、いわば法令を通しての検討であるが、実際には「失物」探索の機能はどのように展開したのか。この点を、主として日記類によりながら検討してみよう。

(2) 「失物」探索の実際

まず、嘉永元年と時代は下がるが、「内吟味」の事例をあげよう。同年の日記の冒頭に、「高畑堅蔵様々内吟味被仰付候品覚」とある記事である。町方の指示をうけて、仲間内で吟味の結果、大町三丁目の佐藤岩松方においてそれと思われる質物があつたので、下役鈴木喜右衛門がその品を町奉行所に持参した時の様子である。

高畑様被仰候様ハ、只今見候処右品へ相違無之様ニ被存候、
只今手紙ヲ以品主へ申遣候、乍然ひんほ人故百七拾貫文杯指
出事六ヶ敷ものニ候、何れ銭才角迄質屋へ入置候外有之間敷
よし御咄ニ候、扱直段よぐかし候杯御咄ニ候、何れ此方々沙
汰可致被仰付候故罷帰候 (三〇二二)

高畑堅蔵は町奉行配下の取次役である。したがつて「内吟味」の場合でも、町方を経て質屋仲間へ指示が下つていることが確認される。また、元所有者より元利銭支払いの上質物が返却される取り決めであることも読み取れる。

次に、家中から直接質屋へ吟味の依頼が出された場合の事例を二つ紹介しよう。すでに掟書で検討したように、このような場合は拒否する定めであつたが、実際はどうであつたろうか。

安永八(一七七九)年の例(三〇三〇)。¹⁾竹貫専右衛門方より鈴木喜右衛門に対し、内々にて直接の依頼があつた。用件は、家内

の品物をもって下人が欠落したので、「定而質屋之内へ質入二而可有之間、其元情分を以内々質屋吟味頼入度」というものであった。これに対し、喜右衛門は、その下人の出入りの質屋を特定できないことを確認したうえで次のように述べた。

左様二候得ハ惣質屋吟味不仕候得ハ難相知候、左様二仕候時ハ内々二而ハ一統吟味仕候事故、御上様へ相拘り候事二而私ニ難相成(中略)内々吟味之儀被仰付候へハ、右品質屋二有之時ハ元利銭を以御請返し被成候、置主等之儀不申上物二御座候、御内々御下代衆二而も御頼被成候へハ御下代衆御内々被仰上候而、私へ被仰付候事二御座候

ここでも「内吟味」の原則、即ち所有者より元利金返済のうえ請け戻しの形をとること、置主の披露はしないことなどが確認されているが、町方への窺い方についても「内々」であることが強調されている。「内々」であるにしても町奉行の関知する結果となるわけで、「表吟味」となるか「内吟味」ですませるかは、ほとんど紛失主の意思にかかっているとよい。

また、次は安永七年の事例である(三〇〇八)。佐竹東家より、紛失した脇差について内々に質屋仲間を吟味したい旨の申し出があったところ、質屋仲間からの返答は、「質屋吟味之義ハ何方様御頼被仰付候而も格年自分として質屋吟味仕候義ハ難成」「質屋吟味之義ハ内々被仰付候而、御町々被仰付無之候へハ、自分として質屋帳面吟味申義ハ御法有之難相成候」というものであった。東家といえは、知行地はもたないものの、佐竹家の一門である。事実、東家はこの時「左様も可有之候へ共外屋敷共相違」うことを強調しているのであるが、質屋仲間の回答は、古法をたてととった一徹なものであった。

次に「表吟味」に関わる史料をあげよう。嘉永一年五月、町回

り同心より質屋下役鈴木喜右衛門に対し、緊急の質物吟味については町方の手の者を以て吟味したい旨の通達があった。これに対して鈴木喜右衛門は次のように回答している。

質屋共之儀ハ兼而奉申上候通り、御詮儀御吟味之品御町処ニ相限り候事二候得共、外人御出質屋吟味之事不相成候、其せんハ大帳ご之儀ハ御家中曆々様御品御道具類有之、御目ニかけ難儀有之候事ニ、御時せつから之事故出入もしけぐ候得ハ、右御吟味成二而御役方御出吟味致候ハ、外々様さしかけ急なる御用有之品もの出入有之候共、御吟味成被仰付候御方も御用向故早々杯御申二候ハ、取遣りさわり相成候事目前二御座候

この喜右衛門の主張によれば、「御詮儀」＝「表吟味」といえども質屋の内部に関わる吟味筋は、町方からの指示という原則を保ちながらも、具体的な調査は質屋仲間自身の手によって行われ、町方の直接の介入を拒否するかたちで行われてきたことがわかる。この点は、相対での質物吟味の拒否とならんで、質屋仲間の自立性を示す大きな特徴であったことを確認しておきたい。

以上述べてきたように、一面で権力機構の末端に位置付けられながらも、他面で権力を含む第三者の介入を拒否しつづける体制を保ったところに、質屋に対する利用者側の信頼が維持される要素がある。次章でみるように、質屋は家中の武士から下層民にいたるまで、都市住民にとって唯一の金融機関であった。町方主導の盗品探索の下部機関としての機能をもったということは、質屋主のプライバシーの保全という点で問題が生じる恐れがあるが、この部分を抑える役割をはたしたのが、質屋仲間の吟味に対する第三者の介入拒否の原則であったといえる。このことは、吟味方の指示系統として町方に一本化されていることが町方の介入を招

きかねないという点で矛盾しているようにみえるが、そうではない。たとえば、「内吟味」は一見相対処理の方法を不可能にし、不必要に町方の介入を招いているようにみえるが、このような方法―町方指示への一元化という方法―をとることで、「家中」（武士階級）という、城下に多数存在する「権力」からの圧力を、質屋仲間はさげることができているのである。したがって、先に引用した「町方の直接的な吟味」という方法が町方より主張されていることは、質屋仲間の自立性という点では重要な局面にさしかかっていることを示していることになるが、この問題は、幕末期の問題として、あらためて考察されなければならない点である。

四、藩の経済政策と質屋仲間

前章でみたように、質屋には、上級家臣を含む武士たちの多数の出入りがあり、久保田在住の家臣団の生活を金融面でささえる重要な役割をはたしていたことが知られるが、もちろん質屋の存在は、家臣団にとどまらず、庶民生活においても欠くことのできないものであった。たとえば、質営業の停滞を厳しくしたしめめた明和八（一七七七）年の町奉行からの通達は、「御内町井二端々者迄も今日二相拘り迷惑二相成候間（中略）、各々出精致候様二仲伴遂相談、融通致候様」（二〇〇七）と述べているし、また天保一〇年に運転資金として町方備金の拝借を願い出た仲間の願書では、「小間居之者難洪二相及候二付、小質之分は日々之繰合を以少々宛取質仕罷有候」と述べている（二〇二二）。「端々之者」あるいは「小間居之者」即ち都市下層民の生活維持において、質屋の存在が大きな位置をしめていることが読み取れよう。近世都市久保田の生活空間は、その身分によって侍町と町人町とが明確に区

分されていたが、質屋は、その両者が日々の生活を維持するために利用する金融機関として存在していたのである。そして、都市の治安という問題からいえば、むしろ「端々之者」「小間居」などの都市下層民が、比較的簡便に金銭を用立てることができると質屋の存在意義があった。

質屋が右のような意義、役割を担っていたということは、とりもなおさず質屋が個別の営利業にとどまらず、藩の都市金融政策のなかで公的な機能をもたざるをえなかったということの意味している。そしてそのことは、当然質屋の営業活動に公権力が深く介入することを意味し、そこから、質屋仲間の、権力に対する妥協と闘いが生じることもなる。

本章では、おもに質屋の金融機関としての側面に注目し、権力の金融政策によって生じる諸矛盾、またその状況下における質屋仲間の動態を、具体的事実―とりあえずは、二つの藩の経済政策を事例として―に即して述べていきたい。

（一） 銀札発行と質屋仲間

a 銀札執行時の状況

宝暦の銀札仕法は、中期秋田藩のお家騒動を引き起こした事件としてよく知られているが、ここでは質屋仲間に関わる側面に焦点をしぼって述べたい。

銀札仕法執行の「被仰渡」は、宝暦四（一七五四）年二月一日に布達された。その内容と意義については、すでに『泉史』が詳しく解説しているが、ここでは次の三点、即ち、銀札と正銀の半分ずつの使用が強制されたこと、相対相場の取引を禁じ銀一匁―錢七〇文という公定相場が強制されたこと、当初より銀札と

正銀が等価として位置付けられていないこと、を確認するにとどめる。⁶⁾

『県史』は銀札執行の触れを二月一三日とするが、すでにそれより早い二月三日、質屋仲間は銀札執行について質営業の立場から次のような意見書を町奉行所に提出している。

御家中様御下々并ニ在々御町小人端々之者触売其日家業致候者迄、少分之質物を指置、一日二日之指繰致渡世仕候、御家中様御下々者急場之用事小遣等ニ差懸り質物被指置候義ニ御座候へは、御銀札ヲ以取遣り候而ハ急用弁し兼迷惑ニ可有御座哉と被存候、勿論質店ニても取込候節算用等難渋仕用事相滞手支ニ可相成と奉存候、依之錢壹貫文以下之質物は元利共ニ正錢計之取遣りニ被仰付被下置度奉願上候、尤錢壹貫文より以下之質物は元利共ニ御銀札御定法被仰渡次第第二急度相守取遣り通用可仕候。⁷⁾

(二〇三二)

この意見書の主張点は、後半部分、即ち錢一貫文以下の取引はすべて正錢で行いたいというところにある。その論拠は、願書の前半部分に関連する。いわば少額の取引こそ下層民の生活に欠かせぬものであり、それが質屋存在の最大の意義である、という論理である。ただし、この段階では取引の際の錢相場が藩の側から発表されていないからその点に関する言及はない。

しかしこのような質屋側の要求に対し、町方からの回答はだされていらない。そのため質屋側は、宝暦五年二月二四日、さらに具体的な案を町方へ提出している。その内容は、①錢三貫文以上の質物は、請・貸ともに銀札正錢半分ずつ用い、銀札一匁正錢六九文とする②錢三貫文以下は、受貸ともに正錢による取引とする、というものである。高額になれば質屋側の主張する下々の者の金融という側面が弱くなるから、一定のところでは銀札仕法を受

け入れたのは質屋側からの妥協であろう。ただし、その希望する相場は、藩の規定よりも低くなっている。この願書で質屋側は、「置主方よりも銀札取交相渡可申と申方も御座候而難儀千万ニ奉存候」と述べて、この問題について早急な回答を出そうとしない町方側を暗に批判し、さらにこの希望が入れられない時は、「貸質相止メ罷在候外無御座候」と述べて早急なる対応を迫った。だが、質屋側の記録による限り、藩側から回答のあった形跡はない。むしろ、「右之通願申上候得共、何れ被仰渡も無御座候、銀札之儀ハ日ニ増下直ニ相成候故、質屋一統家業相止メ罷在候」という状態となったとある(以上二〇三二)。

b 銀札の下落と質屋仲間の動向

この間の事情を、質屋仲間からの訴願を通してみてみよう。同年二月二九日、質屋側は、「質屋中右取質不仕段御不審之儀」に対する回答としての意味をもたせながら、寄合によって次のような願書の提出を決定した。長文なので、要点の示されている部分のみ引用する。

一(前略) 銀札位次第二下直ニ相成、去冬ニ至り御銀札格別ニ相成、右銀札ヲ以春中より取入候しち物は不及申、或は流月被申訳相待置候所、年数有之分共ニ不残受質ニ罷成、何も莫太損毛、身証相立兼候鉢ニ相成候ニ付、取質いたし兼罷有候御事

一 去年中より米諸物莫太高直ニ相成、銘々身証御用之入方三十増倍ほとに相成、依之去年中受質代過半喰込ニ罷成、迷惑千萬ニ奉存候(中略) 是迄之利足等にてハ商売ニ不罷成候大目模様ニ御座候故、自然と相止候儀ニ御座候
一(前略) 仍之利足之儀御願奉申上候御事

一 銀百匁上巻ヶ月二五歩

一同五拾匁上 同七歩

一同五拾匁下 壹割

一 限月三ヶ月切

右之通被仰付被下置度奉存候、左様ニ被成下候而も家業渡世間ニ合申義ニハ曾而無御座候へ共、下々之者難儀ほと二も相拘可申奉存候、殊ニ数十年來之家業取捨迷惑ニ奉存候故、間ニ合申儀ニ御座候ハ、如何様共商売取捨不申罷有申度奉存候、正銀通用之節家業渡世致候積りヲ以、利足之儀御願申上度奉存候へ共、左様ニテハ莫太高直之利足ニ相成候故、何も思慮仕、右之通願奉申上候

一 (前略) 右願之通利足被仰付被下置候而も年中取質貸続罷有候者多有之間布故、指繰迷惑仕候故、限月相詰メ、流物等も出次第払取質融通ニ仕度奉存候、右之通御願奉申上候而も質店相止メ候者可有之と奉存候、其儀も勝手ニ被仰付被下度奉存候、勿論質取候者も仕入手支之時ハ暫相止罷有候義可有御座候と奉存候 (二〇三二)

右の願書の要点は、利率の引き上げと限り月(質置期間)の短縮にあるが、その背景には、質屋が下々の金銭融通に不可欠な存在であるという自負がある。質屋側の求める利率は、通常の場合が二歩ないし二歩半であることを考えれば、非常の事態であることがよみとれる。限り月の短縮は、銀札が刻々と下落していく状況への対策であろう。銀札の貨幣価値の下落は急速に進んだ。そのため、取引相場が強制されている状況下での限り月の延長は、実質的に質置時の貸し付け額よりも低額で受けもどされるという事態をまねいた。限り月を三か月にという要求は、このような事態に対応しようとするものであった。二条目によれば、銀札発行

による著しい物価の騰貴がわかる。生活・経営維持の入り方が三〇倍というのは、誇張ではあるまい。以上の結果が、利率と限り月についての要求である。すでにこの要求が出される以前において、営業を停止している質屋があったことが読み取れる。質屋が、単なる営利業であることをこえて、「下々之者難儀ほと二も相拘」る存在であることの自覚の上に決定された訴願である。またそうである故に、一方的に藩が却下できぬ性格の内容であることを見通した、質屋仲間の闘争であるともいえる。

このような質屋仲間の動きに対する町方の回答は「願之趣難被仰付」というものであり、しかも同二六日、藩は銀札仕法の改正を布達した。これは、全体で九箇条からなる長文のものであるが、その要点はすでに『泉史』などが指摘している通り、他領者の所用以外の目的での正銀引き換えを禁じたこと、またその場合の両替でもその方法を厳しく制限したこと、である。これによって銀札の貨幣としての信頼性はさらに低下することになる。ただ、この改正令のなかで注意されるのは、

正銀銀札尅弊之処、質屋并両替屋等ニ而甚不相応之相庭ヲ以取遣りいたし候段相聞へ候 (二〇三三)

と述べている点である。質屋側の主張点はそれとして、事実上、銀札一匁≡銭七〇文という公定相場をはなれて、質屋側の判断による相場に基づく取引が行われる状況のあったことが推測される。

月がかわって四月一六日、質屋格年が町方に召喚されて、一貫文以下の取引は正銭によって行うべきことが指示された。これまで七〇文以下を正銭による取引としていた従来の規定の変更である。この背景には、銀札の一層の下落という事情が考えられる。これに対して質屋側は急遽寄合を開き、次のような口上書を町方

に提出した。この規定変更がどのような意味をもっているのか、またこれに対する質屋側の対応がどのようなものであったかをみてみよう。

乍恐以口上書奉申上候

一当十六日質屋受質かし質代錢壹貫文以下は正錢ヲ以取遣可仕段被仰渡奉畏候、乍然先頃々七十文以上之しち物ハ銀札取受御定法ヲ以是迄質店通用仕罷有候故、此度被仰渡之儀質屋斗り被仰付候而も御家中様御下々御町共只今迄銀札取受取遣りいたし候故取受不申候者も御座候得は店々異論等も出来、質屋難渋仕候間、錢壹貫文より以下之質物元利共ニ正錢ニて取遣り被仰渡候趣乍恐御家中様御町共ニ御触被成下度段、一昨十九日ニ奉願上候処、昨日被仰渡候ハ、右御触之儀は難被為成旨、当一九日ヨ取質請質共ニ壹貫文以下正錢ニて取遣り被仰付候段張出し致置候而とりやり仕候ハ、異論も有之間敷段被仰渡候、殊二十八日まで取置候質物之義ハ半分銀札ヲ以爲請可申段被仰渡奉承知候、しかし受質半銀札受取、貸質ニ正錢ニて取遣り仕候而は店々受払混雑難義千万ニ奉存候、依之受質貸質共ニ壹貫文以下ハ元利正錢取遣りニ被仰付被下度願上候、是迄請かし共ニ半銀札受取、正錢銀無差別通用仕罷有候所、かし質計り正錢ニ而相渡、請質ニ半銀札受取候而ハ、銀札差配り融通可仕様無御座、甚迷惑ニ奉存候間、何も不限多少同様之取遣りニ無御座候而ハ指繰工面等も難致ニ、家業相統致兼候間、乍恐奉願上候

右之趣宜布被仰上奉願上候、以上

亥四月廿一日

質屋中

この願書は、即日格年によって町奉行所に提出されたが、その際仲間方の日記には、

右之通御願申上候、被仰付無之内ハ、銀札半分入取遣り仕候義ハ以前之通り御座候、若正錢かし致候方有之候ハ、仲間々急度吟味之上可承届候段惣中へ申渡候

と記し、問題の重要さを確認している。町方の「被仰渡」に対して抵抗の意志を示し、それを仲間全体のものとして強く強制力発動させている。したがって、今回の町方の措置が、質屋仲間にとつて極めて重要な意味をもつものであったことが窺われる。だが、一貫文以下の正錢取引は、当初質屋側からの希望であったはずである。それが今回このように問題とされたのはなぜであろうか。

願書によるかぎり、今回の規定変更を家中や町中に触れ流してほしいというのが質屋側の主張点のひとつにみえる。だが、これは一つの側面にすぎない。まず第一に、先に述べたようにこの変更が銀札の下落という状況を背景としているということがある。だがより重要なことは、正錢取引が一貫文以下という、比較的小口の取引に適用されている点である。すでに述べたように、質屋における小口の取引は、家中の下々の者や都市下層民が、「少分之質物差置朝夕之指繰ニ致渡世仕候」という意義をもっていた。したがって、この規定は、客観的には「御家中様御下々并在々御町方小人端々之者」の側にたつた措置であるといえる。質屋における正錢取引の額をわずかにせよ引き上げるといふことは、家中下々の者・都市下層民が正錢を入手する窓口を広げるといふことを意味している。したがって藩がここでとつた政策は、家中下々の者を含むところの都市下層民対策としての性格をもつものであったといえる。

それでは、この政策を質屋側からみるとどうなるだろうか。いうまでもなく質屋の営業行為は取質（金銭貸し付け）と受質（元

利銭取得」という二つの側面から成り立っている。この二つがバランスよく行われているという想定に基づけば、正銭取引額の引き上げは決して質屋側のマイナスとなるはずのものではない。しかしながら、銀札の下落進行と物価の騰貴という状況下では、利用者側からすれば質置は正銭取得の貴重な手段となり、質置行為の盛行という側面で一方的となる。しかも先の町方の指示には、一九日以前に質置された物品の請質には半分銀札を用いることとされている。質屋側が「かし質計り正銭ニ而相渡云々」と述べているのは、このような状況をさししてのことであろう。以上のような意味で、正銭取引額を一貫文に引き上げるといふ改変は、実態としては質屋をもって都市住民の正銭獲得の窓口としたことを意味しており、正銭の流れが一方的であるという点において、質屋側にとっては死活の問題だったのである。

しかし、右のような質屋仲間の訴願に対してその日のうちに町方より示された回答は、「御上ニて御評義之上被仰付候事故不相成候」というものであり、願書はさし返された。質屋側は、このままでは「何も商売相止め申外無御座、甚迷惑至極ニ奉存候」として再度町奉行所に訴えてだが、取り上げるところとはならなかった。

ところが、六月二六日になると、銀札仕法の二度目の改正が行われる。全体は一四箇条にも及ぶ長文であるが、その要点はすでに指摘されている通り、これまで正銀と銀札を半分ずつとりまぜて使用するという点を改めて、すべて銀札で取引することを強制した点にある。¹⁰⁾ 銀札が藩の思惑に反して流通しない状態を打開しようとする最後の試みであったが、質屋に関しては次の一条があわせて布達された。

質屋は銭五百文以下正銭ヲ以取遣り可致候、其余ハ新古共ニ

前条之通銀名目ニいたし、札ヲ以取遣り可致事

即ち、先にみた一貫文以下正銭取引の変更である。これについては質屋側からの目立った動きはない。ところが、一か月後の七月二四日、今度は銀札役所より質屋格年が呼び出され、

是迄質物五百文以下ハ正銭取遣り被仰付候得共、頃日ニ至り不自由ニ相見得候間、此末銀札正銭勝手ニかし置可申候、尤受人も銀札正銭勝手ニ持参申候ハ、其通りニて為請可申

という指示をうけた。質屋に対する指示の、三度目の改変である。しかも二七日には、今度は町奉行所より質屋仲間に対し、「銀札役処ハ何そ被仰付無之哉」との下問があった。為政者側の政策に対する理解の不一致が窺われる。この件に関する質屋側の関心事は、「正銭かしは正銭ヲ以為請申義ニ御座候哉」という点にあったが、銀札役所の指示は、「五百文以下は是迄正銭かし之分銀札正銭置主勝手ニ為受可申候」というものであった。この銀札役所の指示の意図するところは明らかではないが、これに続いて出される指示をみると、少額の取引にも銀札を導入しようとする策への橋渡しという感が強い。即ち、質屋側の記録に次のようにある点に注意される。

亥八月廿一日、銀札通用被仰付候は、式分以上之銭通用致候ハ、当人ハ不及申、両隣・庄屋・町代共ニ急度迷惑ニ可被仰付旨、惣町同前二丁々々質屋へも被仰付候、尤質屋毎日指引ねり銭惣商人店並同前二其丁々々毎日取集ニ相廻り可申候間、右指引ねり銭一日限りニ指出し、銀札御役所二において札ニ引替申様ニ被仰付候事

銀札発行当初の最も少額の紙幣は二分であったが、それ以上の額の取引を正銭をもって行うことを禁じつつ、市中に滞留する銭を、質屋を通して一定程度回収しようというのが、右の布達の意図

であろう。つまり、銀札遣いの徹底というこの時期の政策路線上のものとして理解できるのである。しかしながら、五百文以下の取引についても正銭・銀札の使用を相対次第とされることは、実態としては正銭が一方的に質屋より出ていき、銀札が入ってくることを意味する。ここに至って、質屋側からはその営業を停止するものも出始めた。質屋側の日記には、「此節質屋ニ而取質相止罷在候故、度々嚴重被仰付有之候」とあり、また宝暦七年一月の町方の指示には、「惣質屋中ニ而質物取不申」ため「諸人難渋ニ相及候」とある。質屋の営業停止が組織的なものであること、そして事態の深刻さを窺わせる。

この後七月に入って、藩は突如銀札の通用を停止する。その背景に、美濃国の茶商人をめぐる一件、為政者側の権力闘争のあったことは、『県史』などの先行研究が指摘する通りである。しかし、銀札仕法の影響は、その停止後も質屋仲間をまきこみ、安永年間には久保田市中のすべての質屋が営業を停止するに至り、このため藩は、近在の希望者にその営業を許可するという措置をとっている（後述）。

だが、銀札仕法をめぐる町方と質屋仲間の動向についてはこのあたりで論述を終えたい。一連の経過から指摘できることは、銀札仕法が、その基本部分の三度の改正にとどまらず、その細部においても確固たる方針が保たれず朝令暮改のごとくいれかわっていること、第二に、質屋が対住民の金融窓口として、同仕法によって生じる経済上の諸矛盾を解消する役割をあたえられていること、第三に、そのことが質屋仲間の組織的な抵抗を誘発していること、である。

(2) 通用「預」の発行と質屋仲間

質屋の公的金融機関としての性格を示すもう一つの事例として、いわゆる「通用預」との関わりをとりあげてみたい。

「預」とは、本来金銭の預り証文として作成された手形が、たまたま上兌換機能を付与され、貨幣と同等の価値を有するものとして領内に流通した紙片をいう。史料によっては金銀貨の代用とされる「預」もあつたようであるが、文献史料に登場する「預」はほとんどの場合、銭を対象とするものである。その実態の一端については別稿でふれておいたが、その開始時期をふくめ不明な部分が多い。本節では、質屋仲間に関連する部分にのみ限定してとりあげることとする。

まず、藩の公的な記録のなかから「預」についてふれたものをひろってみると、たとえば安政三（一八五六）年の町触に、「諸上納役所出預、去る卯六月分迄之出預当十月迄、八月分同十一月迄引替候様被仰渡候事」と対する記事があり、その一部に次のようにある。⁽¹⁾

一 去る卯七月分出預

右は同月出預多分二付、当八月より同十月迄に御引替可被成候

一同八月分出預

右は右同断二付、当十一月より来巳正月迄に御引替可被成候

一同九月分出預

右は右同断二付、来巳二月より同四月迄に御引替可被成候

つまり、諸上納役所発行の「預」なるものがあり、前年発行のものも段階的に整理していくという趣旨である。これと同様の触れはすでに文政年間から出されており、相当量の「預」が市中に出回っていることが推定される。

だが、この「預」なるものの実態は、諸上納役所発行の銀札と

いうこととイコールにはならない。以下に検討していく諸史料にみられるように、その発行主体は、藩の役所に限られず、両替屋・質屋をふくむ民間の商人など多方面に及ぶ。たとえば、町奉行の御用日記の文政五年の記事によると、両替屋以外のものによる「預」の発行を停止するという趣旨の触れが¹²⁾出されているが、このことは逆に多様な発行主体がありえたことを物語っている。

「預」の発行については、それ自体を領内に指示した触れは現在のところ確認されていないが、筆者は「諸上納役所」の設置時期から文化八年と推定している。その詳細については先の別稿に譲るが、そのわずか三年後には、両替屋発行の「預」についての触れが出ている。

両替屋京野新四郎御吟味之次第、家蔵屋敷御引上被成置候付、同人通用預御吟味之儀有之候間、致所持候面々久保田は当十五日限、在々は同廿五日限御町処江可被差出候、受取方限月有之分は申出候に不相及候¹³⁾。

大意は、京野新四郎が御吟味の次第により關所となつたので、京野発行の「預」を所持しているものは所定の期日まで町奉行所に届け出よ、というものである。これによって、かなり早い時期より両替屋による「預」の発行が行われていたことがわかる。そして、前述のように両替屋以外の者の「預」発行を禁じていることから、両替屋の「預」発行は、藩の公認するところのものであったことも明らかである。しかも右と同様の触れは、多数の両替屋についてこの後も頻繁に出されている。このことは、両替屋による「預」発行が一時的な臨時的措置にとどまるものでなく、ほぼ恒常的に実施されたものであったことを示すとともに、その兌換が正常に行われず、トラブルを引き起こすことのあったことを示唆している。例えば文政五年の、「去巳十月佐々木茂兵衛両

替店及騒立、出預分引渡方差支に付、渋谷市右衛門引受被仰付候」（町触一八五五）という触れは、そうした事実の一端を示すものである。

ところで、町触にみえる両替屋の多くは「質屋仲間焼印名寄帳」にその名前が確認されることから、おそらく質屋を兼業する者たちであったことはまちがいない。町触においても、例えば文政九年のものに「両替屋若松屋善助致類焼候付、出預御取扱之事」という記事があるが（町触一九五五）、これに続いて「若松屋善助江質入品焼失に付被仰渡候事」（町触一九五六）という触れが出ており、このことを裏付ける。また、後述のように質屋仲間自体が藩から「預」の発行について公認されている事実があり、「預」の発行に關しては両替屋と質屋を同義とみてよいと考える。したがって、質屋仲間についてもその当初より「預」発行の窓口として位置づけられていたと考えてよいであろう。

それでは、「預」発行についての質屋仲間の姿勢、およびその影響はどうだったのか。次は、弘化一（一八四四）年の質屋仲間の寄合においての審議の内容である。

午年中式三十文小預り質屋中二而三百貫文ツ、通用被仰付、是迄通用致来候処、去暮々正銭少々通用二付、当時小預り一円取不申様二付、五百七百文ツ、質屋へ取替二参り候故、質屋二而ハ無指支取替遣候得共、右小預り根元指出候せつ全ク自分くより指出候ニも無之、諸御役所二而御指支二付、右三百貫文ツ、通用被仰付候段ハ上二において御評定之上私共へ被仰付候、然ル処自分勝手ヲ以受取不申段甚々不心得之致方ニ御座候故、右之段御上様へ申上、通用御延行ニ被成置候趣ニ候哉、又は通用可致哉、何れ両様之内被仰付次第ニ可仕様ニ相談仕候、乍然正銭も余程通用致来候間、先御上へ

申上候儀見合之事ニ相談極候

(二〇一五)

史料中「午年」とあるのは、天保五年即ち天保飢饉の翌年にあたる。そのような特殊な経済事情から各質屋を通じて三百貫文ずつの「預」が発行されたのであるが、近日正銭の流通がよくなり、「預」を受け取る者がおらず苦慮しているという内容である。問題は、質屋が「預」は「自分くより指出候ニも無之」と主張している点である。「預」発行の質屋側にあたる負の影響がはしなくも示されているが、「預」の発行は質屋仲間の本意ではないという主張は若干吟味が必要である。藩の許可を得ず「預」を発行する者があつたことは先に述べたとおりであるが、このことは商人にとつて「預」発行が一定のメリットをもつものであつたことを示唆している。次は同年同月の、仲間から町奉行所にあてた願書の一部である。

(前略) 違作以来通用預り之位弥増相劣、正銭百文は拾七八文より僅五文位ニ相当候通用ニ相成、右ヲ以質品被受戻候故銘々身証微力仕、譬は千両之本手ニて取質仕候者連々金相場沸騰仕候ニ随い、下直預ヲ以被受戻、此節式百両か三百両之身証ニ相成候(中略) 別而当月来月半頃迄は錢払底ニて困入申候、然は自然拾貫文貸候而宜品へ六七貫文ノ貸不申二付、小間居之者迷惑ニ相及申候間、何卒双方御憐愍ヲ以通用預三万五千貫文、正金ニ御座候得は四百両、右両様之内何れニても宜敷奉存候間拜借被仰付被成下度奉願上候 (二〇一五)

前半は「預」の下落による質屋側の被害について述べているが、ここで注意したいのは後半の部分である。即ち、「錢払底」という状況への対応として質屋仲間より「預」三万貫文余の拝借金ノ要求が出されているのである。実際には、同年一〇月に正金二百両の貸し付けをうけ、さらに一一月には「又々願奉申上候段

恐入候得共右式百両ニ而行足不申」として、「預」で七千五百貫文を借りうけている。つまり、質屋側にとつても、経営上の運転資金として「預」は不可欠なものとなっていたのである。

次に、幕末における史料から、「預」と質屋の関わりを考えてみよう。安政五(一八五八)年六月に質屋仲間より町方に提出された願書を紹介しよう。

乍恐書附奉願上候

去ル丑四月中、質屋格年御催促ニ而被仰付候儀ハ、此度酒屋仲間ノ願申出候は、此節正銭不足ニ付市中差支ニ候故、小預為差出被下置度願申出候へ共、往古ノ酒屋出預之儀ハ御例無之ニ付、質屋仲間ノ願可申出被仰付候、尤右諸入料ハ家業柄と言小間居之融通ニ相成候事故、質屋共相持可申被仰含ニ付、段々奉申上候ニハ、質屋限り通用致候儀ニ無之、市中一統通用ニ候得ハ、質屋共ノ入料差出候儀迷惑ニ御座候間、高七万貫文指出候内式万貫文替預上納仕候故、五万貫文ハ質屋共江為御任被仰付被下置度、尤式万貫文替預上納分ハ御役処へ御封印御仕舞置被下置、追々小預不用ニ相成候節ハ引替御下ケ被下置度、猶通用中捨り預も有之候ハ、質屋共へ拝領被仰付被下置度願奉申上候処、右願之通被仰付候ニ付質屋入料ヲ以小預執行仕候、然ル処同年秋中ノ否消判預沢山ニ而度々書替仕候処、不少物入ニ相成迷惑至極ニ奉存候、且去巳年ノ書替不相成被仰付候ニ付、此節ノ消判致候分ハ上納銀ニ御座候、依之前文奉申上候通り丑年中御封印被差置候替預式万貫文之分、消判預上納次第御引替御下ケ被仰付被下置度奉願上候 (二〇一七)

この願書より次のことがわかる。①嘉永六(一八五三)年四月中に酒屋仲間より「預」発行の許可願いが出されていること、②

その理由は「正銭不足二付」とされていること、③これについて、酒屋が「預」を発行した例はないとして、その任を質屋に命じていること、④その際の必要経費は質屋側の負担とされていること、⑤その際の総額七万貫文のうち、質屋発行の額を五万貫文とし、残り二万貫文は封印のうえ町奉行所へ預けていること、⑥同年以降、たびたび「預」札の書き換えが多く物入りがかさみ、しかも安政四年に書き換えを停止して消判分が回収されることになったので、先の二万貫文を質屋に下げ渡してほしいとしていること、などである。③に関しては、この酒屋仲間の申し出は例がないとして却下されているものの、反面、このことはやはりさまざまな家業の者が発行主体になりうるという考え方の存在を示している。

さて、右の史料では「預」札の書き換えの仕組みについてふれているが、前述のように「預」札は簡便なつくりであったから、破損しやすく、そのような時のために書き換え分が準備されていたらしい。また、破損がひどく、そのため流通札としては不適當と判断されたものは、「消判」として「御封印」され、町奉行所へ納められた。書き換えに要した費用もすべて質屋側が負担したことも右の記述によってわかる。⑥は、その反対給付として、先に納入してある封印分の二万貫文の「預」札の下げ渡しを要求したものである。

さらに次の史料をみてみたい。

廻文扣

小預書方御内々御尋二付、仲間江御任せ被成候事なれハ、拾万貫文書拵通用致度段願申上候処、御勘定方ニおいて御障有之難被仰付、依而市中小預差支之筋申上候処、御懸合之上諸上納役所ニ而御書被成置、質屋中へ当年中三四万貫文諸かゝ

りなしニ而、大預上納之上御引替被下置候事ニ被仰付候、近日中御出来之上御引替相渡可申候、右御風聴致候（二〇二七）
これは先の願書が出された翌月の質屋仲間の廻文である。三、四万貫文の「小預」（少額の「預」札）の発行が、質屋仲間の懸案によって実施されることになったことを示す内容である。しかも質屋仲間の当初の要求は一〇万貫文とされている。

以上のように、幕末にいたって「預」はいっそうその存在意義を強め、ほぼ恒常的に発行され、いわゆる藩札としての機能をもつにいたっているといつてよい。そうしたなかにあつて質屋仲間は、「預」の発行と回収の窓口としての役割をはたすとともに、市中の「預」の流通状況を把握しつつその発行を建言する立場にあつたのである。藩の施策方針は、劣化のほげしい札を中心として定期的にその整理と発行を行うという方向にたつているが、質屋もまた直接的には営業上の運転資金としての必要から、たてまえとしては「銭払底」を理由としてその発行を求めることが少なくなかつたのである。

ところで、史料上しばしば「預」の暴落が問題とされるように、これらの大量に流通した「預」が、すべて兌換券としての機能を完全に發揮したとは考えられない。それにもかかわらず宝暦時の銀札仕法のような社会問題にならなかつたのは、第一にこれらが庶民金融の実態にそつた少額の銭遣いに対応したものであり、第二に、藩政後期の経済発展が多量の通貨を必要としていた、という事情に合致したためと思われる。今後の幕末経済史の課題とならう。

五、仲間特権の動搖

本章では、質屋仲間組織がよつてたつ原則が、幕末期において動揺してゆく過程を検討する。同業者相互が株仲間を組織するということは、仲間の側からすれば、第一義的には営業上の特権の保持が目的である。とはいえ、質屋仲間は、その成立当初より不動の系譜をもつ商人たちによって成り立っていたわけではない。むしろ、第二章で検討したように株札の譲渡の実態をみると、その構成員は頻繁に入れ替わっている。前章でみたように、その業種の特異性ゆえに藩の経済政策によってその命運を左右されることもまれではなかった。しかし、仲間組織の正常な運営が、個々の質屋の営業特権を保護することを目的としていたことはまぎれもない事実であり、具体的には、株数に応じた人員の確保と古法の墨守ということが重視された。しかし、近世後期の経済状況に対応しようとする藩政の展開と商人社会の新たな動向は、不変を重んずる仲間組織のあり方と鋭く対立するようになる。

ここでは、以上のような問題を、権力の政策との関係、商人社会の動向との関わり、この二つに視点をしぼって検討していきたい。

(1) 天保期の新質屋仲間問題

新質屋仲間問題とは、天保四(一八三三)年のいわゆる天保飢饉の直後に、都市経済政策の観点から、藩が一方的に一一軒の質屋を増設したことに端を発する一件である。その内容については、以下に天保一二年に質屋仲間から町方に提出された願書を紹介しながら検討していきたいと思う。長文なので、論点を区切りながら述べていきたい。

まず冒頭において、宝暦の銀札仕法の直後に「質屋業之者無

之」状態となったが、その後町方の「小質」奨励の際株数を五九と決定したことが述べられ、その後「段々取質相休候者」がふえ、天保三年には正式に二二軒と認められたが、結局は若干の増員があり、二五をもつて正式な株数とされたという質屋仲間の沿革が述べられる。その後、天保四年が凶作であったため「小間居之者二不限多質入仕飯頼之手仕候」状態となったが、質屋方においても「取質手配相成兼候」という状態であったため、藩より拝借金を下げ渡されて窮状をしのいできたことが述べられる。問題の一件はそのあとに続く。

其後御催促二而、当秋凶作ニ付質屋共江拝借被仰付候得共、此上は於御上様ニも拝借之御手配御行届不被成置候ニ付、別段臨時新質屋被仰付候趣被仰含ニ付、其砌奉申上候は、前段ニも奉申上候通十一月中頃ノ置質不足ニ相成候ニ付拝借等も不奉申上候得は、此上御苦柄不奉申上候間、新質屋被指出候儀御免被下置度段押而願申上候得共、一旦同人共江被仰渡候事故手配致候趣ニ付斟酌可致段御丁寧ニ被仰含、尚又古質屋廿五軒之内休質屋有之候ハ、新質屋初筆之者江相譲り可申、左候得は追々廿五軒数相成候事故、其段相心得可申趣被仰含候付、御時節柄恐入無抛御請仕罷在申候 (二〇一三)

以上が願書の前半部分である。要点をまとめてみよう。①天保四年の飢饉時の世上不融通の対策として新質屋の増設が打ち出されたこと、②それは、古質屋仲間の意思とは全く関わりなく藩より一方的になされたものであること、③したがって古質屋は、この措置には反対であること、④古質屋の意向との関連で藩が示した案は、古質屋の株を新質屋へ有料で順に下げ渡すこと、の四点を指摘できる。このうち④が問題で、古質屋仲間にとっては株札の自由な譲渡を制限されることを意味するから、新質屋への譲渡

についてどのような条件が付帯するのかが次なる関心事となる。事実、願書の後半はその問題で新質屋との対決姿勢を明らかにしているのだが、先に進むまえに、新質屋とはどのような者たちなのか、簡単にみておこう。同じく天保一二年の質屋仲間（特に断らない限り、古質屋仲間をさすものとする）の願書に次のようなものがある。

新質屋共々指出候突合願書ケ条之内ニ、巳年取質可仕段被仰
付候得共、迷惑形ヲ以御訴訟奉申上候得共押而被仰付無抛御
受仕候趣相見得申候得共、根元拾軒被仰付候所、其内那波三
郎右衛門・千釜善五郎・桜庭喜四郎は御訴訟奉申上（中略）、
其後京の新兵衛・高堂屋祐藏・村山三之助・安藤勘左衛門右
四軒之者共々願奉申上候趣ヲ以被仰含ニ御座候（下略）

(二〇一三)

新質屋の増設という政策は、古質屋にとって一方的であつただけでなく、「押而被仰付無抛御受仕」とあるように新質屋にとつても強制的なものであつたことがわかる。それゆえ、指示をうけた一〇名のうち史料中にみえる三名が拒否し、他の希望者四名を加えて一一名が決定したのである。これら一一名が久保田において経済的な意味で有力商人であることは、藩より質屋に「選抜」された者たちであるからいうまでもない。さらに右の史料にみえる「新質屋共々指出候突合願書」なるものは、質屋仲間の日記には採録されていない。記録上は、新質屋は古質屋と常に敵対する存在として扱われている。つまり、新質屋増設といっても、単純に質株札をふやしたのではなく、全く別個の株仲間組織（臨時措置）として新質屋仲間を置いたのである。先の④の規定は、このことを前提としておかれたものである。

さて、天保一二年の願書の先を続けよう。④の規定が通達され

た後、質屋仲間のひとり京野伝吉が廃業を願ひ出、その所持するところの株札を「懇意之者」へ五百貫文で譲渡したい旨を申し出した。質屋仲間は、格年・親父役が相談の上、先の④の規定を遵守することとし、三百貫文で新質屋筆頭の村田吉兵衛に譲るべく説得し、新質屋方へその旨を通知した。ところが新質屋側は「当時廿五枚の御株札ニ相成候而譲渡売買も無之故、何程之価と申儀も難申間趣ニ御座候」として、この提案を承諾しようとしなかつた。以下は、これに対する古質屋側の申し分である。

（前略）辰四月中格年御催促ニ而御書付を以被仰渡候ニは、
已来止質屋有之候ハ、於仲間ニ買上候儀不相成、勝手ニ売買
致候儀被仰渡罷在候、然処此度御株札直段積り奉申上候様被
仰付、根元之儀有形奉申上候儀ニ御座候得共、当時不融通之
砌相考候而式拾五兩位之物ニ可有之相談仕候、右之段も新質
屋共へ相談ニ相及候得共、何分前文之訳柄ニ而一円直段等之
指積り不申間候ニ付外ニ可致様無御座候間、種々相談仕奉申
上候儀は、古質屋共之不手際ニ付止質屋ニ罷成、無抛御株札
他江相譲り候者実ニ難渋ニ付候而之筋々売払候儀ニ御座候、
他江相譲り候直段ニ御座候得は当時のふり合五七百貫文ニ相
成候得共、前文之訳柄ニ御座候故新質屋江三百貫文ニ而讓
受可申段中含候処、新質屋共抑壺兩ニ而讓受候趣ニ御座候、
新質屋共分量も有之族ニ而余り敷儀と奉存候ニ付、色々示談
も仕候得共連も相成兼申候間、無抛奉願上候

(二〇一三)

この部分は、古質屋から新質屋へ株札が譲渡される際の代金をめぐる論点である。古質屋側が三百貫文という額を提示したのに対して、新質屋側の言い分は、古質屋の株数が二五軒と定められたからは、売買値段というものは決定されていないから適当な値段というものは提示できない、あえていえば一兩程度が妥当とい

うものである。これに対する古質屋側の不満が「新質屋共分量も有之族」という物言いになっているのであるが、ここにも新質屋が、当該段階における有徳者であることが示されている。そして、願書は古質屋側の主張点へと続く。

何卒新質屋共家業之儀、当丑年々向五ヶ年切巳年限り二而相止候事ニ被成下置度段奉願上候、左候ハ、古質屋共之内止質ニ相成候者は御株札勝手ニ他私爲致申度奉存候間、何卒御憐愍を以願之通被仰付被下置度奉願上候 (二〇一三)

新質屋は向五ヶ年で廃止にしてほしい。そうすれば古質屋のうちには止質希望の者があっても相対値段で売買できる、というのが質屋仲間の主張であった。排他的な営業権の独占とともに、所持株の有料譲渡が個々の仲間の最後の権利であったから、右の願書はこの点にむけられたものであったといえる。このような対立が生じたのは、前述のように新質屋が古質屋仲間と別組織として設置されたこと、それが藩権力による有徳者の選抜であり、古質屋仲間との交渉なしに一方的に実施されたことなどによっている。

藩がこのような措置をとったのは、天保四年の凶作という非常事態への対応であったが、ここにも質屋という稼業の公的な金融機関としての意味付けをみてとることができる。そしてそれゆえに、質屋仲間の掟原則がその絶対性を保持できず、比較的容易に権力の介入を招いてしまう理由があった。

右にみた一件の結末は、いつせいに新質屋より二百貫文(預)を古質屋仲間へ提出し、古質屋仲間がこれを管理、その後古質屋仲間より止質願いが出た場合その者に二百貫文を与えることとする、ということと妥協をみた。向五ヶ年で新質屋を停止するという要求は、順次古質屋から新質屋に質株が移譲されていけば結果的に規定の数に落ち着くという町方の見解により却下された。実

質的に、新質屋から古質屋仲間への移行が想定されているわけであるが、その背景には古質屋仲間における止質の増加という状況があり、それへの対応としての都市対策が優先されたといえる。止質屋の増加は、久保田商人の経済的な浮き沈みを反映した事象であり、それ自体都市研究の課題として検討されなければならぬ問題であるが、ここでは質屋仲間の問題を通して右の課題を指摘するにとどめざるをえない。

(2) 仲間の論理と個人の論理

仲間の掟原則をゆり動かす力として、いまひとつ久保田商人の個々の動きがあった。これについては、いくつかの事例を通して検討し、そのなかに一つの論理をみいだすことが有効だろう。

(事例1、那波家の仲間加入問題)

天保一四年六月九日の日記の記事によれば、この日那波三郎右衛門より取質稼業を始めたい旨の願書が仲間宛に出された(二〇一五)。那波家は、周知のように久保田において最も藩権力と結び付きの強い商人であり、当該段階においても御用町人の筆頭として政治力を発揮し、また先代の三郎右衛門祐生の時代には、都市下層民の救済機関である「感恩講」を発足させるなど、社会政策面でも独自の能力を発揮していた。

これに対して質屋仲間はただちに大寄合を開き、先に検討した新質屋との規定を理由として認められぬ旨の回答を示した。その際の様子は次のようである。

此度其御宅々質屋仲間へ取質仕度段願申出ニ候得共、質株之儀は先以御き定有之、他家へゆつり渡之儀不相成候間、左様

可被思召趣申渡候処、なんば申聞候様ハ、御き定と申儀ハイカ、致候わけニ候哉と申聞候処、両格年申聞候ハ、根元巳とし質屋式十五間ニ被居置候処、同年稀成凶作ニ付午正月申別段新質屋十一軒被仰付、其せつも色々わけから有之候得共被為差出候、尤此時新古質屋へ御町処へ御書付ヲ以被仰付候ハ、新質屋止株有之せつハ上江返上可致趣被仰付候、亦候古質屋之内止株有之せつハ新質屋初筆のものへ可ゆつり趣其せつ被仰付候故、他へゆつり渡之儀不相成趣申渡候

右による限り、質屋仲間の方針は、新質屋仲間設置の際の規定をそのまま適用するものであったことがわかる。ただ、「新質屋止株有之せつハ上へ返上可致趣被仰付候」とある点は、前節での確認事項につけ加えておきたい一点である。株数の現段階以上の増加を認めず、将来的には古質の株数に戻そうという方針が確認されよう。

ともあれ、いったんは新規の原則が効を奏してこの問題は処理されたかにみえた。ところが、同月一五日になって、「なんば三郎右衛門儀弥々取質家業仕段之由内々其向様御取つぐし致候よし」という風聞が出回った。そしてその事実が確認されないいうちに、平質屋一同より仲間格年に対し、那波の動きを阻止するよう求める訴状が提出されており、仲間一般の深刻なうけとめようが窺われる。そのなかで特に「預」の下落という城下の経済状況をとりあげ、その状況下での新規の質屋の認可は「供潰」をもたらすものだと難じている。とりわけ近年の不景気のなかで自ら質屋業を希望するものについては、天保四年の凶作以降の「預」の下落という状況下でも特に影響をうけなかった者たちであり、他の稼業で余力をたくわえその力によって質屋を開業しようとする者たちであるとし、これをそのまま認めては、「別業之質故内分ニ

而利下直等ニ而人氣を動し」「自然私共得意は新質屋之得意ニ相成可申」となると批判している。

これをうけて仲間親父役は、仲間一統の申分として町奉行所へ一件の処理をもちこんだ。これに対する町方の指示は、次の通りである。

(前略) 三郎右衛門儀も其方共同様それ／＼の御役人衆へも出入致相廻り候もの故、不相成段ひしと申付候ハ、役人を取つくシ、不融通之砌取質家業仕度段之願きとぐの趣故、願之通り被仰付るなど之儀有之候ハ、いかん共こまり入可申様被存候、尤仲間ニもそれ／＼上へ被仰渡置候事も有之候得共、上と而も此せつハ時のふり合ニ而事故候様の事なり

御用聞町人としての那波家の政治的力量を前提とした物言いである。いったん決定されたことの例外を認める内容であるから、町奉行レベルで独自に結論を出せることではない。おそらくすでに藩上層部への那波家の接触があつたうえのことと推測される。

右の町方の指示は、確かに仲間が不満をこめてのべるごとく、「先年被仰渡候御趣意相捨り可申」ことであつた。しかしながら、仲間の大寄合は、株代三〇両、座入金一両、寄合入料二五〇貫文(「預」)を納めることを条件に、那波三郎右衛門家の仲間加入を認める結論を出した。その際の仲間への急廻文のなかで、那波家の加入を認めざるをえなかつた事情を、

前文之通り不融通之砌ニ候得は、取質歩質共取質致度願之処強而指塞候事も不相成候訳も有之、弥々指留候得は、御上へ被仰付方ニ而は却而不宜候義も有之ニ付、無把願之通り開済申候

と述べている。これ以上拒否し続ければ、権力からの強制的指

示という事態を招きかねないという危惧の故に、仲間独自の決定という形式をとっている点に注意したい。そうすることで、最終的には仲間の自立性という体面を保とうとしたのである。

(事例2 山本岩吉質株譲渡一件)

弘化一年四月、仲間の一人山本岩吉より格年に対し、仲間外の商人である山崎万蔵に質株を譲りたい旨の願書が出された(二〇一五)。これに対し、仲間側は「古質屋止株有之せつハ新質屋へ相ゆつり候御定」を論拠に、願いを却下した。これに対して山崎岩吉方から再度の願いが出された。それによれば、今回の一件は質株ばかりでなく「居形」即ち家蔵屋敷全体の譲渡である故、「是まで数多有之候取組とハ違」うことを強調し、自分が株札返却とひきかえに仲間より受け取るべき二百貫文に三百貫文を加えた五百貫文を納入することを条件に許可してほしいと訴えている。これが二度目の願いである。これについても仲間は、「其方様を錢取杯致極可申様無之候」として願書を返却した。ところが山本はこれでも引き下ならず、第三者をたてて三度目の訴願におよんだ。さすがに仲間も「又々可様之儀甚タ不勘弁と皆々腹立候」と不快の様子をかくさず、「左様之願書以来被指出候共、仲間ニおいて取上ケ難候間、左様被思召被下度候」という強い態度でのぞんだ。だが事はこれでおさまらなかつた。

五月に入ると、山本から四度目の願いが出される。これは、家蔵屋敷は山崎屋万蔵へ永代に売り渡し、質株については

当辰年々午年迄向十五ヶ年中山崎屋万蔵へ相讓申度奉存候、

尤年限明之節は何れ之家並相求候而も本形私取質仕度奉存候というものであつた。つまり、質株については将来の仲間復帰を条件に、年季というかたちで山崎万蔵に譲渡したいというもの

で、基本的には当初の内容は変更されていない。ところが、さらに六月分の日記には、「山本岩吉方々質家株返上仕度願上、又候山方々取質仕度趣願出二付」とあつて、五度目の訴願があつたことがわかる。結局、仲間の総意としては親父役に一任することになつた。そしてその結果、山本岩吉所持の株札は規定通り新質屋筆頭に渡し、本来廃棄されるべき新質屋の株札を山崎万蔵に譲渡する、というかたちで決着をみたのである。ここでも形態的には規定を一部遵守するかたちになつてはいるが、実質的には山本・山崎の思惑にそつた結論となつている。ただ、この時山崎が要した費用のうち株札代金三〇両については山崎より年賦願いがだされているように、新規加入者には極めて厳しい条件が準備されていたことがわかる。

(事例3 久保田周辺農村部の質稼業)

安政三(一八五六)年五月、岩間文六なる商人から、久保田城下に隣接する八丁村の加賀屋久右衛門の質株を譲りうけて田中村で質営業を行いたい旨の願いが出された(三〇一七)。もつとも岩間自身は久保田在住の商人であり、実際にはその親類である田中村在住の伊勢屋幸吉が質稼業を始める算段であることが、日記ののちの記述から判明する。これに対して質屋仲間から次のような理由で反対の意見が出された。

手形向は御城下質屋々田中村之方ハ手近ニ而候得は、大町壺町目々三丁目迄之分手形辺専ラ之得意場ニ御座候故、田中村へ讓株等ニ相成候而ハ右町々質屋共潰ニ相成候外無御座候

手形地域は大町・茶町の質屋が「得意場」としてるところであり、田中村に質屋が置かれては営業に支障をきたす、という趣旨である。ここで、城下近在の質屋の存在について簡単に触れて

おく必要がある。安政四年の日記に、近在における質屋業について次のような記述がある。

近在八ヶ村之儀ハ先年々質屋家業等不相成候御規則ニ御座候
 処、牛嶋村ニ而山崎七兵衛・柳原三四郎、八丁村加々屋久右
 衛門取質致候ニ付仲間御訴奉申上候処、寛政五年丑五月十
 三日被仰渡候ハ、右三人之儀は宝曆年中久保田質屋一統相止
 候節御注進申上取質被仰付候事故斟酌可致、尤右当人も業
 躰は其方とも江取扱被属置候段、御用番足田斎様被仰渡候
 段、御書付ヲ以被仰渡候

(二〇一七)

つまり、城下近在では、牛嶋村二軒、八丁村一軒が宝曆年中の特別措置として正式に認可されたものである、というのである。その八丁村の質屋が田中村に移譲され、同村で質屋が開業されることが問題となっているのである。

申し立てを行った岩間文六については、仲間の日記が「当人下夕地酒醬油両家業有之、其上質家業相望候事ニ御座候」、「一体文六御城下住居ニ而町方之振合も心得居候ながら、後口宛かへ二土蔵等普請致候儀甚々見積候次第難心得」と述べている。このように、この一件の立役者である岩間文六も実は他の業種によって力をたくわえた城下商人だったのである。

さて、右のような質屋仲間の反対に対し、岩間方は質屋仲間側が思いもかけぬ手段にうったえた。久保田の禅宗寺院鱗勝院の申し立てをもって優位に事をはこぼうとしたのである。近世の寺院はしばしば訴訟の仲介役をつとめることがあったが、多くの場合処罰の対象となった人間が罪一等を減ずることを目的とするか、共同体への復帰を目的として寺入りすることで生ずるものであり、この例のように最初から自己の目的実現のために寺院を出入りの場に引き出すことは稀であった。それでも仲間側は、「寛政度之

度御上様御堤示被下置候御規定之御書付」を根拠に、「何卒右重キ御ケ条御立被下候様御取扱被下度」と反対の意思を強く申し出た。しかし結局は「来ル巳年々酉年迄五ヶ年中取質指免し、六ヶ年目ニは八丁村へ引越候儀ニ御座候ハ、不得止御受仕候外無御座候」と、五ヶ年季を条件に認めざるをえなかった。

この一件は、久保田近在の商人の動向が強く影響している。本稿では取り上げることができなかったが、仲間申請がないままに隠質行為が続いている牛嶋村商人の活動も摘発されている。このように右の事例は、在方商人の動向により久保田商人仲間の原則が侵されていく過程でもあったのである。

以上、三件の事例を紹介してきた。そのいずれも共通するのは個人としての営利追及の論理により、仲間の掟原則が侵されていく過程である。そして最終的には、権力の判断が個人の思惑にそった形で一件の收拾をはかっているのも、当該段階の都市をめぐる経済状況がそうせざるをえない段階にあることを物語っている。換言すれば、株仲間組織の存在自体が、久保田においてすでにその歴史的役割を終えるにいたっていることを示しているといえよう。そしてそのことは、単に質屋仲間にとどまらず、仲間組織をもつあらゆる業種にあてはまることと考えられるのである。

おわりに

本稿は、久保田における質屋仲間の組織構造とその機能について、できるだけ多くの側面を実態的に明らかにしようとしたものである。したがって、冒頭で述べたように、各章でそれぞれ独立した小テーマを取り上げることになっており、質屋仲間の歴史

的展開を語る一貫した叙述にはなっていない。秋田藩経済史の段階的把握という問題とからめながら、再検討してみなければならぬ課題である。また、紙数の都合で取り上げなかつた部分も少なくない。質屋という特殊な業種に関わる史料ではあるが、近世都市久保田の研究を進めるうえでは希有なものである。できるだけ多くの人によって検討され、久保田の研究の進展に役立ててほしいと願っている。本稿がそのたたき台となれば幸いである。

【注】

- (1) 博物館目録番号、三五六一二〇〇一。三五六は福地家資料の分類番号。下四桁は整理番号。
- (2) 質屋仲間の記録類は、それぞれ表紙に「御用之日記」「御用記」「仲間記録」「御吟味御用帳」などの標題が付されているが、特別に注記の必要がないかぎり、本稿ではすべて「日記」の表記に統一し、本文中にその整理番号を注記する。
- (3) 「再興勤続伝」。二〇〇二二。
- (4) 拙稿「久保田における町中と町役人」(『伝承と文化』23号・24号)
- (5) (『質屋仲間歳代記』。表紙欠。目録では「御用の日記」としているが、大型の縦帳であり料紙も上質で、享保年間から文政間におよぶ主要事項が編年的に整理されており、随時書留められた御用日記類とは明らかに異なるタイプの史料である。二〇三〇。
- (6) 『秋田県史』第三卷近世編上
- (7) この簿冊は表紙と後半部分が欠落しているが、内容はほとんど銀札仕法に関するものである。なお、目録が「御用日記」なる史料名を与えている二〇二七番の簿冊がこの史料の後半部分であることは、保存状態と形態的特徴からみて明らかである。
- (8) 『県史』第三卷近世編上
- (9) 『県史』第三卷近世編上
- (10) 拙稿『通用預』について(『能代市史研究』第四号)

- (11) 今村義孝・高橋秀夫編『秋田藩町触集』下、二三三二。数値は史料番号。
- (12) 野上陳令『御町方御用留書』(秋田県公文書館蔵)
- (13) 前掲『町触集』一六八一

質屋株札の移動

	明和5年	その後の移動
1	見上新右衛門(茶町)	
2	吉川惣右衛門(茶町)	
3	大野小八郎(大町一丁目)	長谷川勘六(享和3年)
4	大野喜左衛門(大町一丁目)	竹之内正右衛門(茶町・寛政9年)
5	川村専右衛門(大町一丁目)	
6	竹田四郎右衛門(上通町)	
7	永井彦右衛門(川端五丁目)	木村新助(大町二丁目・文政4年)
8	高桑徳兵衛(本町一丁目)	
9	能登屋瀬兵衛(本町一丁目)	京野新四郎(横町・天明4年)
10	牧野善右衛門(本町一丁目)	
11	浅野屋喜太郎(大町三丁目)	山本平七(横町・文化9年)→大宮東兵衛(横町・天保13年)
12	由利屋長四郎(茶町)	横田長右衛門(十人衆町・天明4年)→遠藤儀助(本町四丁目・寛政2年)
13	池野内七兵衛(下肴町)	京野伝吉(鍛冶町川端・寛政1年)
14	辻伊兵衛(川端五丁目)	渋谷市右衛門(下肴町・天明1年)
15	銀谷金八(茶町)	
16	横田長左衛門(十人衆町)	金木屋久三郎(十人衆町・寛政4年)→渡辺庄兵衛(大町三丁目・寛政6年)→伊勢屋十右衛門(大町三丁目・享和3年)
17	野上嘉兵衛(城町)	
18	吉富彦右衛門(本町四丁目)	鈴木屋三之助(本町四丁目・寛政3年)
19	佐々木茂兵衛(大町一丁目)	
20	仲屋久左衛門(茶町)	
21	片屋庄右衛門(川端一丁目)	
22	加賀屋惣左衛門(本町四丁目)	二本義右衛門(大工町・文化9年)
23	雑加屋助右衛門(横町)	高田屋左治兵衛(上肴町・天明1年)→中嶋八兵衛(大町三丁目・?)
24	岩谷新五郎(茶町)	赤尾久太郎(鍛冶町川端・寛政3年)→加賀屋長兵衛(上川口町・文化6年)
25	大野治右衛門(大町一丁目)	高堂屋藤志(大町二丁目・享和3年)
26	小仲市蔵(十人衆町)	木村清兵衛(大町一丁目・安永9年)
27	広島屋仁右衛門(本町四丁目)	
28	浅井弥兵衛(馬口労町)	長谷川勘兵衛(上川口町・安永3年)
29	上村三郎右衛門(上肴町)	川村卯兵衛(大工町・文化1年)
30	中西七郎右衛門(本町四丁目)	
31	塚本万四郎(上米町)	加藤仁三郎(馬口労町・文政8年)
32	加賀屋平左衛門(川端四丁目)	三浦伊助(本町四丁目・寛政10年)
33	見上儀兵衛(茶町)	近間又吉(上川口町・寛政11年)
34	加賀屋勘右衛門(大町三丁目)	成田新五郎(四十間堀川端・寛政4年)
35	佐々木与惣兵衛(上肴町)	山野内四郎右衛門(大町三丁目・天明1年)

36	加賀屋一郎右衛門(横町)	
37	伊藤市十郎(川端六丁目)	石田治右衛門(文政8年)
38	大野平八(大町一丁目)	木屋孫左衛門(馬口労町・安永9年)
39	赤根屋喜右衛門(本町五丁目)	茜屋太兵衛(茶町・寛政11年)
40	播磨屋長兵衛(茶町)	京野利兵衛(向馬口労町・文政8年)
41	加賀屋藤右衛門(横町)	越前屋半兵衛(文化14年)
42	川村庄左衛門(大町三丁目)	田近午之助(本町四丁目・文化5年)→(長谷川吉太郎(文化12年))
43	中村多兵衛(大町二丁目)	柳原治右衛門(茶町・寛政5年)
44	畦田八郎右衛門(下米町)	
45	小嶋八郎右衛門(下米町)	
46	田中屋五郎右衛門(馬口労町)	御町払
47	赤根屋作右衛門(大工町)	能登屋市右衛門(本町五丁目・安永5年)→敦賀屋治兵衛(本町六丁目・天明2年)→石川久三郎(大町一丁目・文化5年)
48	川村伝三郎(大町一丁目)	樋口惣右衛門(大町二丁目・寛政11年)
49	藤村伝右衛門(横町)	
50	紀伊国屋藤右衛門(豊島町)	若松屋善助(馬口労町・安永4年)
51	伏見屋作十郎(上通町)	中村亦兵衛(上川口・文化5年)→越前屋弁藏(大町一丁目・明和9年)
52	堀田市左衛門(横町)	西村伊右衛門(大町三丁目・安永7年)
53	佐木子五郎(川端五丁目)	
54	中野屋仁左衛門(川端二丁目)	片屋伊右衛門(茶町・安永7年)→中野屋弥助(川端二丁目・天明2年)
55	岩谷儀兵衛(茶町)	
56	寺島孫右衛門(本町五丁目)	石川久助(大町一丁目・天明7年)
57	美濃屋久左衛門	
58	仲間	舛屋利助(茶町・安永6年)→成田新五郎(本町五丁目・寛政10年)
59	仲間	武田甚三郎(大町三丁目・天明6年)

(「再復興勤続伝」より作成)